

「宇和島百景展」企画運営業務 提案仕様書

1 名称

「宇和島百景展」企画運営業務委託

2 目的

本市では、写真共有アプリ Instagram を用いて、地域の魅力を発信する写真を募集し応募のあった中から毎月3点を「宇和島百景」として認定するとともに本市のPRに活用する市民参加型の魅力発信企画「宇和島百景プロジェクト（以下、「プロジェクト」という）」を実施している。

「第2期うわじまブランド魅力化計画（以下、「魅力化計画」という）」の趣旨に従い、プロジェクトの活発化を図り、うわじまブランドの浸透やまちの魅力である「日常の豊かさ」を発信する担い手づくりを推進するため、「宇和島百景」作品を展示するイベントを開催するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 業務内容

(1) 基本的な考え方

- ・写真文化を身近に感じることができ、かつアートを通じた新たな魅力づくり（魅力化計画 P81 参照）につながるようなイベントを企画し実施すること。
- ・気軽に参加でき、魅力発信の担い手を増加させるきっかけを与えるようなものとする。

(2) ターゲット

本業務において設定する主たるターゲットやその属性・志向は、魅力化計画及びプロジェクトの趣旨に基づき次のとおり想定しているが、宇和島百景公式 Instagram のフォロワーの属性を参考にしながら、これらに加えて詳細なターゲット設定を提案することは妨げない。

①基本ターゲット

- ・宇和島百景公式 Instagram のフォロワー
- ・フォローをしていないが、潜在的にフォロワーとなりうる人
- ・イベントに関心がある、県内在住者など会場を気軽に訪れることができる範囲に住む人

②属性・志向

- ・子育て世代を中心とした若い世代や地域貢献・市民参画に興味のある人（魅力化計画 P72）
- ・Instagram を日常的に閲覧し、自身も投稿を行う層
- ・写真やカメラ、アート作品、これらに関するイベント等への関心が高く、アクティブに行動する層

【参考】宇和島百景公式 Instagram のフォロワーの属性（令和6年4月1日現在）

- ・フォロワー数 5,276 件
- ・地域 宇和島市 22.9%、松山市 11%、大阪市 3.9%、横浜市 2.7%、八幡浜市 1.9%
- ・性別 男性 57%、女性 42.9%
- ・年齢層 13～17 歳 0.5%、18～24 歳 6.4%、25～34 歳 19.8%、35～44 歳 27.4%
45～54 歳 24.8%、55～64 歳 15.4%、65 歳以上 5.4%

(3) 企画及び実施

①開催時期及び場所

時期	令和6年11月2日～11月4日(3日間) ※準備:11月1日、撤去:11月5日
場所	道の駅ささいや広場内のステージを含む屋根付き広場、市民ギャラリー、研修室 ※概要は施設HP参照 https://www.kisaiyahiroba.com/

②展示企画

「宇和島百景」に認定されている写真(※1参照)等を使用したアート性の高い展示イベントを企画し、出力方法や見せ方、会場のゾーニングなど展示の工夫を具体的に提案すること。条件については次のとおりとする。

- ・展示イベントには、認定されているすべての「宇和島百景」写真を使用すること。ただし、認定写真のうち、No.332～521の使用は任意とする。
- ・展示を通じて、来場者が宇和島らしさを感じることができ、今後のプロジェクト参加者増加が期待できるイベントであること。
- ・展示方法には適切な媒体に印刷するほかスライドショーなど電子機器を用いる手法を含むが、会場全体がアート性の高い空間となるように両者のバランスを明示し提案するとともに、どのような展示を行うかイメージを視覚的に例示すること。
- ・作品の大きさは問わないが、イベント終了後、本市において一部の作品を用いた巡回展を行うことを考慮し制作すること。
- ・屋外及び屋内展示を行いながら、来場者が観覧しやすく、会場全体へ誘導できる導線を設計すること。
- ・屋外展示する作品は、天候に左右されず観覧できるものとし、開催期間の展示に耐える強度とすること。
- ・宇和島市ブランドブック(※2参照)の写真を展示するコーナーを設置すること。展示する作品数は問わない。
- ・来場者が気軽に参加できるようなイベント設計とすること。
- ・そのほか、うわじまブランドのイメージ浸透に有効な提案は妨げない。

※1 市HPフォトギャラリー <https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/photogallery/>

※2 市HPウェブブック <https://www.city.uwajima.ehime.jp/book/list/book234.html>

③モニュメントの制作

来場者が写真を撮り、Instagramなどに投稿したくなるようなシンボリックな造形物の制作・設置を企画し提案すること。条件については次のとおりとする。

- ・シビックプライドの向上につながるような、宇和島ならではの造形とすること。
- ・組み立てと分解が可能な可動式のものとし、イベント終了後は本市にて保管・管理できるものとする。
- ・設置は屋外とし、天候に左右されず観覧できるものとする。
- ・そのほか、モニュメントの写真撮影やそのSNS投稿を誘導する効果的な方策を提案に盛り込むこと。

④ワークショップの開催

写真文化に親しむことができるワークショップの内容を企画し提案すること。条件については次のとおりとする。

- ・プロジェクトの趣旨に沿い、本市の魅力発信やその担い手づくりに寄与するものであること。
- ・(3) ①で示した会場の範囲内で実施すること。
- ・当日実施や事前実施といった開催時期や実施回数は問わない。
- ・合計で30人以上は参加するものを想定しているが、委託金額の範囲内で実施できるものを企画し提案に記載すること。

⑤イベントの運営

(3) ②から④の実施にあたり必要な人材の準備とその配置について提案すること。条件については次のとおりとする。

- ・設営と撤収作業を行うこと。
- ・当日の運営や展示物の破損等に対応できるスタッフを配置すること。
- ・屋外展示物については、夜間、会場の範囲内で盗難等のおそれのない室内に収納するか、警備員を配置するといった方法で管理すること。
- ・事務局を立て、事前及び当日の問い合わせに対応すること。
- ・来場者に対しイベントの満足度に係るアンケートを実施すること。

⑥プロモーションの実施

イベント当日の実施に係る広報宣伝計画を企画し提案すること。条件については次のとおりとするが、公式アカウントの周知やフォロワーの増加につながるそのほかの提案は妨げない。

(i)ポスター及びチラシの作成

- ・イベントの世界観や魅力が分かるポスターやチラシ等の広報物の制作について提案し、キービジュアルのイメージを例示すること。
- ・印刷する場合は、ポスターはA2以上、チラシはA4以上の大きさとする。
- ・配布先は後述する「(ii)デジタルプロモーションの実施」とのバランスや相乗効果に配慮しながら、市内の関係施設ほか効果的と思われる場所を検討すること。なお、印刷物の配布に要する送料は委託費に含み、ポスターの必要最低部数は300部程度とする。
- ・遅くとも開催の一か月前までに配布が完了するように実施すること。

(ii)デジタルプロモーションの実施

- ・本市が開設している宇和島百景公式Instagramアカウントを利用し、プロジェクトの周知やイベントの告知を行うとともに、アカウントをフォローしていないターゲット層に対して1本以上の広告配信を実施すること。
- ・広告配信を実施するにあたっては適切な事前設定（ビジネスプロフィール）を行い、提供されるアカウント情報は第三者に漏れないよう厳重に管理すること。

名称	宇和島百景 愛媛県宇和島市公式アカウント
アカウント名	Uwajima100
アドレス	https://www.instagram.com/uwajima100/
運営主体	総務部 市長公室

⑦来場者向けキャンペーン

- ・本市にて別途制作を予定しているノベルティ（卓上カレンダー）を配布する機会を設けること。これ以外に委託費の範囲内でノベルティ等を制作し配布することは妨げない。
- ・そのほか、参加者の満足度を高める企画があれば提案し実施すること。

(4) 目標設定

区分	項目	目標値
①イベント	来場者数	3日間で1,000人以上
②デジタルプロモーション	フォロワー数	200人増

- ・目標を上回るような具体性のある提案があれば根拠とともに記載すること。
- ・フォロワー数については、広告配信の直前時から業務完了時までの増加数とする。

(5) 結果報告・検証

①イベント

- ・実施したアンケートの結果を検証・分析し報告書を提出すること。

②デジタルプロモーション

- ・実施した投稿記事及び広告記事ごとにインプレッション、リーチ数、クリック数（率）、シェア（リポスト）、いいね数、コメント数・内容等の結果を、通算、月、週、日別、時間帯、性別、地域などの項目別に報告すること。
- ・広告配信終了時に報告書を提出すること。なお、実施した広告結果の検証・分析を行い、効果向上が期待できる提案を含め具体的に検討できることがあれば記載すること。
- ・上記のほか「#宇和島百景」や「#uwajima100」、「#広報うわじま」といったプロジェクト参加に係るハッシュタグ付け投稿の増加数についても考慮することとし、増加数の把握については本市と改めて協議すること。

(6) その他

- ・必要に応じて本市に内容の説明と協議を行うこと。
- ・受託業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果等を含む業務実施報告書を作成し、本市に提出すること。
- ・業務実施報告書はワードまたはパワーポイント等でまとめ、使用する素材や図表などは元データも提供すること。
- ・報告書に専門用語を使用する場合は解説を記載しておくこと。

5 実施体制

本業務の履行にあたり、以下の事項に留意すること。

- ・必要な専門スタッフを配置し、市に実施体制を明示すること。
- ・作業が円滑に進むよう窓口担当者等を配置し、各担当者と連携できる組織体制を整備すること。
- ・事業全体のスケジュールを作成のうえ、進捗管理を適切に行いながら、スケジュールに沿って履行すること。

6 成果品の納品

(1) 納品物

- ①業務実施報告書（A4版）紙媒体2部及び電子媒体（DVD-ROM等）1枚
- ②展示作品（どの作品とするかは、本市と協議のうえ決定する。）
- ③制作したモニュメント一式

(2) 提出期限

令和7年2月28日

(3) 納品場所

宇和島市役所 総務部 市長公室

7 その他の留意点

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 報告

受託者は随時、業務の進捗状況について本市に報告することとし、協議確認を取りながら業務を進めるものとする。

(3) 著作権の帰属

本事業に係る成果品の著作権（上映、頒布、貸与、公衆送信及び二次利用権を含む。）は、成果品が引き渡された時点で本市に帰属するものとする。

(4) 秘密の遵守

受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務の遂行にあたり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、取得した個人情報については適切に管理し、その目的にのみ使用することとする。

(5) 記載外事項

業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。

(6) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(7) 委託料の支払い

業務完了後の精算払いとする。

(8) その他

本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。また、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。